

防人衛第 10573 号
医発第 0430001 号
令和 7 年 4 月 30 日

国立病院機構と防衛省との連携についての覚書

防衛省人事教育局衛生官
高城 亮

独立行政法人国立病院機構本部
医療部長 福田 亮介

独立行政法人国立病院機構（以下「NH0」という。）と防衛省は、NH0 が設置する病院（以下「NH0 病院」という。）及び防衛省が設置する自衛隊病院等（以下「自衛隊病院等」という。）の連携について、下記のとおり合意した。

記

（一般事項）

第 1 条 NH0 及び防衛省は、NH0 病院と自衛隊病院等とがこれまでも連携を行ってきたことに鑑み、相互の立場を尊重し、それぞれの可能な範囲で協力するものとする。

（協力内容）

第 2 条 NH0 病院と自衛隊病院等は、災害及び新興感染症等（以下「災害等」という。）への対応のため、第 3 条から第 5 条に規定する連携を図るものとする。

第3条 自衛隊病院等は、自衛隊病院等の医師等の教育訓練のため、NH0 病院に医師等を派遣できるものとする。

2 前項の医師等については、NH0 病院において診療に従事できるものとする。

3 NH0 病院は、第1項の医師等派遣について可能な範囲で協力するものとする。

第4条 NH0 病院と自衛隊病院等は、相互に患者紹介及び医療機器等の利用について、可能な範囲で協力するものとする。

第5条 NH0 病院は、自衛隊病院等から、自衛隊病院等の医師向けの専門医等研修若しくは自衛隊病院等の医師、救急救命士又は看護師等向けの救急や災害等医療に関する研修等の実施について要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。

(協議)

第6条 本覚書に定めのない事項または本覚書の解釈に疑義を生じたときは、NH0 と防衛省との間で誠実に協議の上その解決を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本覚書の有効期間は、覚書締結日から令和8年3月31日までとし、期間満了の3か月前までに NH0 又は防衛省から相手方に対し書面により申出のない限り同一条件をもって更に1年継続するものとし、以降も同様とするものとする。

以上